

街区の廃止及び変更について

住居表示に関する条例（高槻市条例第 5 2 1 号）第 2 条の規定により次のとおり街区を廃止及び変更する。

令和 7 年 7 月 1 日

高槻市長 濱 田 剛 史

記

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 実施区域 | 別図 1 から別図 2 のとおり街区を廃止及び変更する。 |
| 2 | 町名及び街区符号 | 浦堂二丁目 3 7 番街区（廃止）
浦堂二丁目 3 6 番街区（変更） |
| 3 | 実施期日 | 令和 7 年 7 月 1 日 |

街区位置図

浦堂二丁目



